## ○豊島区図書館経営協議会規則

平成20年12月1日

規則第72号

改正 平成26年3月31日規則第21号

平成27年7月31日規則第69号

令和元年7月17日規則第11号

令和3年7月8日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年豊島区条例第16号)第6条の規定に基づき、豊島区図書館経営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令元規則11・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の 推進に資するため、豊島区立図書館(以下「図書館」という。)の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(図書館課長の青務)

第3条 図書館課長は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(平26規則21·一部改正)

(組織)

- 第4条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。
  - (1) 学識経験者 2名以内
  - (2) 教育委員会委員 1名
  - (3) 豊島区立小中学校長 2名以内
  - (4) としま図書館ネットワーク代表者 2名以内
  - (5) 区民 2名以内
  - (6) 図書館ボランティア代表者 1名
  - (7) 豊島区参与(図書館行政政策顧問) 1名
  - (8) 区職員 1名
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者 3名以内

(平27規則69・一部改正、令3規則49・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(令元規則11・旧第6条繰上)

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(令元規則11・旧第7条繰上)

(定足数及び議決)

- 第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令元規則11・旧第8条繰上)

(委員の解嘱)

第8条 区長は、委員に特別の理由があると認めたときは、協議会の同意を得た上で、任期中であって もその委嘱を解くことができる。

(令元規則11・旧第9条繰上)

(関係者の出席等)

- 第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く ことができる。
- 2 協議会は、図書館課長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(平26規則21・一部改正、令元規則11・旧第10条繰上)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、図書館課において処理する。

(令元規則11・旧第11条繰上)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、区長が定める。

(令元規則11・旧第12条繰上)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成26年3月31日規則第21号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年7月31日規則第69号)
- この規則は、平成27年8月1日から施行する。
  - 附 則(令和元年7月17日規則第11号)
- この規則は、令和元年7月24日から施行する。
  - 附 則(令和3年7月8日規則第49号)
- この規則は令和3年7月16日から施行する。